

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.128

2005.4.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(5 月のタイ祝祭日のお知らせ) 2 日、5 日、1 1 日、2 3 日が祝祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 4 月 2 5 日付けで更新しました。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動及び予定)

4 月 2 3 日より 2 6 日まで第三回サマーキャンプがシダリゾート (バンコクより北東 2 0 0 キロ地点) で開催され、約 5 0 名の子供たちが参加しました。この催しには日本発明協会からの視察団も参加しました。2 7 日には日本発明協会主催のワークショップ「日・タイ両国における青少年の知的財産マインドの醸成に向けて」が知的財産同窓会、タイ発明家協会との共催、及びタイ政府知的財産局、日本人バンコク商工会議所の後援で開催され、日本とタイとの比較及び今後将来の協力可能性について模索討論致します。当日には日本発明協会より日本青少年発明工夫コンクールでの受賞作品レプリカ及びビデオが放映されます。

~ 編集者より ~

今年に入って日タイ FTA が暗礁に乗り上げている。原因は自動車用鋼板の関税問題である。特に説明はしないが、知的財産に関しては包括的な条項に置き換わった模様で、両国の制度改正にはほとんど関与しないものと思われる。つまり FTA 交渉が妥結した (恐らく近々妥結すると予想) としても知的財産分野の制度は「何も変わらない」のである。恐らく米

タイ FTA 二国間交渉による知的財産関連の法改正を待つしかないものと思われる。今後どのような働きかけをすれば国のシステムを変化させる機会が我々日本側にあるのだろうか。外交手段では無理だとすると、後は国内からの自発的变化を誘発させるだけだということである。知的財産の分野では、この外交交渉以外の誘発剤として「機械化援助」の手段が非常に有効であるというのが私の持論である。事務処理を透明化効率化することにより、相手国の実務を白日の下に晒し、それを基に機械化を行い自発的改革へと誘発させるのである。つまり、「これでは国際的にみて恥ずかしいから改革しよう」という気にさせるのである。好都合なことに最近、再び日本政府の東南アジアに対する機械化援助が活発化の様相を呈してきている。インドネシア知的財産権 IT 化計画やベトナム産業財産権業務近代化プロジェクト第二フェイズと今年になって開始するプロジェクトは目白押しの状態である。是非、これらの成果に注目したいものである。

エンフォースメントを何度か経験すると、「これは芝居ではなかろうか」と疑問に思うことが度々ある。日本政府は不正商品取締りの大合唱をやっている関係上、被害企業はほとんど芝居だと感じて押し黙っているのではなかろうか。不思議な現象の幾つか例を挙げてみる。毎年何回か決まった時期に日本企業の海賊商品が税関に引っ掛かってくる。それも必ず長期休暇の前である。不思議と日本商品各種取り揃えて、さも一度に押収されたかの様である。こんな各種取り揃えた品々が一度に「トラック 6 台でした」との報告が来ると「とても真実かどうか」「そんな馬鹿な」というのが私の感想であり直感である。この状況は、「トラック 6 台が、日本企業 6 社か 7 社分の不正商品をそれぞれ適当な数量で行儀よく港から運んできたことなる」のである。ましてや、いつも決まった事務所が必ず絡んでいる。こんな経験をもった被害企業が結構あるのではなかろうか。税関と法律事務所と貿易業者との連携かつ芝居だと疑ったことはないだろうか。実はこれを「マッチポンプ」と呼んでいる関係者の方々が居る。途上国でのエンフォースメントにはよくある話だと伺った。つまりすべてに迷惑を掛けることなく、皆で利益を配分でき、かつ日本企業の知的財産部では上司の報告に都合がよく、お金を企業予算から引き出せるのである。実によいビジネスなのである。政府も企業も途上国の政府役人ぐるみの不正商品取締りビジネスには絶対に注意をしなければならない。というのが私の経験からの教訓である。

では「これは芝居かもしれない」と感じた時の対処はどうするのか。教科書（模倣対策マニュアル）には書かれていないが、相手方（関わっている法律事務所、政府職員及び業者の方々）の気が悪くならないように適度のお付き合いをするのが礼儀であろう。対処は最小限に留め、ある程度の謝金を用意して待つというのが常套手段であろう。入手された情報は蓄積しておき、再度同じ商品が出てこない（同じ手で猿芝居にかからないように）予防策を立てておきたいものだ。最もシリアスな事件も必ずあるため、情報収集は自社の営業などを通じて「自力で」厳重かつ綿密に行いたいものである。

このような巧妙な猿芝居を止めさせる対策がある。これも機械化援助である。事務手続き

の透明化を機械化によって達成し、汚職を未然に防止し、かつ情報を国際間でシェアすることである。知的財産事務処理の機械化援助に併せて税関取締り情報のシェアリングシステム構築は陳腐な税関取締りセミナーを開くことより、はるかに検討に値する。

今年で三回目の子供向けサマーキャンプ（タイでは最も暑い4月が一般に学童の夏季休暇となっている）が IPAA（タイ知的財産同窓会）の主催で、シダリゾート（バンコク北方約200キロ地点にあるナコンナーヨックの研修用のホテル）にて50名の子供の参加者を集めて行われている。ホテルといってもリゾートではなく、集団生活用に設計された施設である。今年で3回目になると毎年来る常連も現れてきた。常連が出来るということは、それだけ楽しいってことなのだろう。この催しの目的は青少年への発明や創造する心を養う訓練が、大学の先生たちを中心に子供たちに教えるのである。我々は前段に申し述べた不正商品取締りだけのための知的財産イメージを払拭するために、もっと積極的な知的財産のイメージを子供たちに植え付けるためにスタートさせたプログラムである。この活動は結構日本政府においても評価され、日本発明協会が昨年あたりから実行している IP カルチャー普及啓蒙活動事業と実はぴったりサウンドするものである。

実はこのサマーキャンプの後に日本発明協会の主催で日本とタイとのワークショップが開かれ、日本で活動展開されている発明クラブ（日本全土で7500名、182クラブ）の運営及び活動が紹介される。タイには高校生以上のコンテストが行われているが、小中学生向けの普及啓蒙活動は白紙の状態といってよい。これをどのようなやり方で日本が協力して IP カルチャー普及啓蒙に結び付けるかがこのワークショップのテーマになる。このワークショップの参加者となる日系のある企業に、参加理由を前もって伺う機会があった。「1960年代にタイへ進出した企業群（第一次進出ブーム）がある。これらの企業のエンジニア達は今年辺りから定年退職者（早い企業で55歳）を出すことになる。これらの退職者がボランティアで子供向けの活動を行うことはそろそろ考えていかなければならない。今がこのような催しを開始する好機会だ。」と伺った。日系企業を中心とするこのような青少年向けの発明奨励活動のような社会貢献への参加は是非成功させたいものである。いつか必ずこのような IP カルチャー普及啓蒙活動が不正商品対策活動を凌駕する時が来る。その時に今途上国各地で繰り広げられている「不正商品対策猿芝居」を大いに笑うこととしよう。乞うご期待である。

～シンガポールで模倣衣料品を押収～

昨日午後4時頃、Intellectual Property Rights Branch of the Criminal Investigation Department の担当官が Tanjong Pagar Road にある土産物店の搜索を行い、バーバーリーの模倣品5,000点、100万ドル相当を押収した。これは今年最大規模の取締りとなった。押収品のほとんどがバーバーリーの商標が付いた衣料品やアクセサリーであり、台湾人の男2

人と韓国人の女1人(いずれも40代)が逮捕された。警察では1月に秘密情報を得てからこの店の監視を続けていた。シンガポールでは模倣品の販売及び商標法に違反した者には10万ドル以下の罰金若しくは5年以下の懲役、又はその両方が科される。

(2005年3月23日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイのIPR普及には特許への関心を高めることが必要とEPO長官が発言～

EPOのAlain Pompidou長官は、タイでIPRを普及させるためには特許への関心を高めることがタイ当局とヨーロッパのパートナーの優先課題であると語った。同長官は、商標と著作権については既に一般の人々も高い関心を持っているが、特許についてはいまだ関心が低く、このことは国際機関への特許出願の少なさからも明らかであると述べている。1999年から2003年までの間にタイからEPOに出願された特許はわずか7件(訳者注:このうち2件がS&Iからの出願)しかなかった。同じ期間のタイ以外のASEAN諸国の特許出願数は、シンガポールが128件出願した他はやはり少ない。EPOでは2004年に18万件の特許出願があり、今年は20万件に達すると予測している。一方で商標と意匠の保護を求めてタイからヨーロッパに出願された件数は1996年から2003年までの間に339件あった。同じ期間シンガポールは708件の商標出願を行っており、これはASEAN諸国の中で最も多かった。Alain Pompidou長官は特許に関する知識がまだ限られているため、この分野のEUの専門家を官民双方に派遣し、弁理士、裁判官、研究者、及び企業を育成することになるだろうと語っている。Alain Pompidou長官は昨日タイで行われたIPR-Powering the Growth Engineフォーラム(EC-ASEAN Intellectual Property Rights Co-operation ProgrammeとEU-IPR Network共催)で演説を行った。European Commission to Thailandの代表団長であるFriedrich Hamburger氏はタイでは化学、医薬品、化粧品、及び玩具の特許権侵害とあらゆる種類の贋品、CD及びDVDの商標、著作権侵害が見受けられると語っている。同氏によればヨーロッパの税関当局では2003年に1,200万点のゲームと玩具を押収しており、これは前年に比べ1,000%増となっている。また、3,300万点のコピーCD及びDVDが押収されたがこの数字は2002年に比べ800%増である。このうち70%がアジアから輸送されて来たものであるが、多くがタイから輸送されたものであると同氏は述べている。しかしタイが模倣品の製造拠点であるのか単なる輸送拠点であるのかははっきりしないということである。

(2005年3月26日、バンコクポスト・タイネーション)

～タイの市民グループがタイ米FTA交渉に反対～

来週タイのパタヤで行われる第3回目のタイ米FTA交渉に先駆け、タイの市民グループが外務省と米国大使館に対し、知的財産など「不利」な問題を議題から取り除かない限り、交渉は中止すべきだと請願している。FTA問題に注目してきた専門家らは、FTAから利益を得られるのは一部の大企業と国際組織だけだとし、それにより貧困層の社会保健福祉に

影響が出ることになると指摘する。チュラロンコン大学の社会薬学研究所 (Social Pharmacy Research Unit) の責任者である Jiraporn Limpananond 氏は、米国政府が多大な利益を上げている米国の製薬業界から新たに圧力を受け、交渉を推し進めていることは明らかであると語る。1985 年米国はタイの特許法の改正を求め、タイでは 1992 年に改正特許法が施行されたが、20 年後経ち、特許化された薬及び特許化されていない薬の両方について 5 年間データを独占する猶予期間を求めるといった新しい方法で、15 年から 20 年というより長い市場独占を求めてきたと Jiraporn Limpananond 氏は語っている。同氏は米国と薬の特許について交渉する際は必ず WTO の特許支配権リストに基づき、生命を救う薬を独占保護の対象から外すよう求めるべきであると述べている。

(2005 年 3 月 29 日、バンコクポスト)

～タイで消費者保護団体が消費者保護法の見直しを求める～

Foundation for Consumer のマネージャー Saree Ongsomwang 氏は、複数の消費者保護団体が消費者保護法案について、人民の憲法で保障された権利を侵害しているとして反対していると語った。この法案は、消費者保護についての独立機関は法案の制定に参加し、政府の活動を綿密に調査する権利があると明言している憲法第 57 条に違反していると同氏は語る。この動きは政府が消費者保護問題活動家による組織運営を独立したものと扱わず、消費者保護委員会の下に置かれるものと判断したことを受けて起こった。Council of State では内閣に送り返す前に法案の見直しを行っている段階である。法案はその後内閣から議会へと送られる。

(2005 年 3 月 29 日、バンコクポスト)

～タイ米 FTA 交渉、アメリカ側は IP 問題を議題から外すことはないとの見解～

昨日タイのパタヤで第 3 回タイ米 FTA 交渉が行われた。タイの活動家らは FTA により消費者、特に HIV/Aids 患者が使用する薬の値段が上がることを恐れていたが、米国側の交渉団代表である Barbara Weisei 氏は、外国からの直接投資の誘致の必要性など知的所有権保護強化にはいくつかの理由があると主張し、この問題を FTA 交渉の議題から外すつもりはないとこの懸念を退けた。同氏は FTA がタイの薬の価格に影響を与えることはないとし、知的所有権保護により新薬及びジェネリック薬品の開発製造が促進されることになり、タイの患者は必要な時に生命を救う薬を手に入れられるようになると語っている。タイ側の交渉団代表である Nitya Pibulsonggram 氏は、タイ米両国とも、緊急時の強制実施権の行使を認めたドーハ宣言における義務は認識しており、この規定は遵守されることになると語っている。次回交渉は 7 月にモンタナで開かれることになっている。

(2005 年 4 月 9 日、バンコクポスト)

～タイ政府が IP バンクの設立を計画～

タイ商務省がタイ初の Intellectual Property Bank(IPB)の設立を計画中であることが明らかになった。Suriya Lapwisuthisin 商務省副大臣は昨日、知的財産局が IPB 設立の指針作成を担当すると語った。知的財産を登録しているタイの人々はその財産を担保に資金調達ができるようになる。Kanissorn Navanugraha 知的財産局局長はこれによりアイデアを登録しようとする人が増えるのではないかと語る。昨年は 6 万 7,000 件の新製品が知的財産局に登録されている。この他知的財産局では、製造者や発明者の登録を手助けするモバイルユニットを設立する計画があると同局長は語る。このモバイルサービスは簡単なビジネスインフォメーションの普及も行うということである。知的財産局では少なくとも 150 社のタイ企業に知的財産を担保にした資金提供を行うと見込んでいる。この計画は食料、一村一品運動、中小企業に焦点を合わせている。

(2005 年 4 月 12 日、タイネーション)

～タイで光ディスク管理法が成立～

タイでは光ディスク管理法が今年 7 月から施行される予定で、Kanissorn Navanugraha 知的財産局局長によれば新法は機械の製造、輸入及び使用並びに CD 製造のライセンス供与について規定されているということである。この法律は既に議会で承認され、署名のために国王へ提出されることになっている。同局長は新法では所有者は機械と製造した CD の数量の報告及び登録を義務付けられており、後の当局による検査のために CD にはコードとサインが埋め込まれることになるとし、コピー行為に立ち向かうものであると述べている。また同局長は、デジタル及びインターネットメディアへの保護拡大を盛り込んだ改正著作権法は内閣に承認され、Council of State の審議を待っているところだと述べている。また知的財産局では、IP バンクの設立により昨年 6 万 7,000 件であった知的財産の登録が、12% 増加すると見込んでいる。この他知的財産今日では今年初めの 3 ヶ月の間に 11 社に対し 1,500 万バートの長期低利貸付を行っているが、これを 150 社に拡大する予定である。

(2005 年 4 月 12 日、バンコクポスト)

～タイが PCT 加盟を計画～

タイの Kanissorn Navanugraha 知的財産局局長は、知的所有権の登録とタイの著作権の国際的保護を促進するため、タイが PCT 加盟を計画中であることを明らかにした。同局長は PCT の基準を充たすため、権利保護と登録の二つの面で特許制度を構築しなければならないとし、この問題は米国との FTA 交渉とは関係ないと語った。先週タイは米国と第 3 回目の FTA 交渉を行ったが、タイが知的財産保護対策を厳格化するというアメリカ側の要求について結論には至らなかった。Kanissorn Navanugraha 局長は PCT に加盟すれば、(タイの出願者が)簡単に外国で特許出願できるようになり、タイの知的財産が世界的に保護されるようになるかと語っている。しかし知的財産関連法の改正だけでは十分ではなく、タイの発明家は世界の舞台で権利保護を確実にするためには権利登録が重要であることに注目

しなくてはならないと、同大臣は語る。現在知的財産局ではタイの知的財産関連法改正の指針とし、国際的基準を充たすために、先進国数カ国の知的財産制度を研究している。知的所有権は多くの政府機関に関わる複雑な問題なので、時間をかけなければならないと同大臣は語っている。

(2005年4月13日、タイネーション)

～中国のソフトウェア会社が著作権侵害裁判で台湾企業に勝訴～

中国で地元企業が原告となり、著作権侵害で台湾企業を訴え勝訴するという珍しい IPR 関連裁判があった。5年前北京のソフトウェア会社 Hanwang Technology は台湾の Fineart Technology が同社の PDA 用の手書き文字認識ソフトをコピーし、わずかな修正を加えて、正規品より安くインターネットで販売しているのを発見した。2000年 Hanwang Technology は Fineart Technology を提訴したが、これは中国企業が中国本土以外の企業を訴えた初めての事件であった。先月北京の最高人民法院は Hanwang Technology 側の主張を認め、Fineart Technology に 30 万元の賠償金の支払いを命じた。Hanwang Technology 側の代理人である Jason Pang 氏はこの種の裁判は、香港、台湾、マカオを含む外国企業が中国企業を訴えるというケースがほとんどで、中国企業が外国企業を訴えるケースは極めて稀であると語る。中国では IPR を巡る争いのほとんどが地元企業と個人という国内の争いである。2003年中国では約 1 万件の IPR 関連訴訟があったが、このうち台湾や香港といった外国がらみの訴訟はわずか 3% しかなかった。しかし、IPR 侵害は中国と二大貿易パートナーであるヨーロッパと米国との摩擦の原因となっている。この問題は明日北京を訪問するライス国務長官も議題として取り上げる予定である。外国企業が絡む IPR 関連訴訟で注目すべき事件は、2003年9月に終わった米国マスメディア大手の Dow Jones に対する事件で、Dow Jones は中国の書道家に対する著作権侵害で 40 万 5,684 元を支払うよう命じられている。また昨年中国の DVD メーカー Wuxi Multimedia と Orient Power (Wuxi) Digital Technology は Philips、Sony、Pioneer、LG Electronics といった大手電機メーカーによる合併事業を DVD ビデオと DVD-ROM 特許の権利独占で訴えている。

(2005年3月19日、シンガポールストレイトタイムズ)

～中国でウルトラマン映画製作～

円谷プロダクションと Tsuburaya Chaiyo Co Ltd によるウルトラマンを巡る法廷闘争は、日本で始まりその後タイへ移ったが、今度は争いの舞台を中国へ移すことになる。まだ法廷闘争は継続中であるが、Tsuburaya Chaiyo Co Ltd 社長の Sompote Saengduenchai 氏は中国の映画会社と協力し、ウルトラマンコスモスを主役にした映画を製作すると昨日発表した。上海で既に撮影が始まっているということである。この映画は中国でウルトラマンセブンの人形の販売が成功したことを受け、企画された。ウルトラマンのキャラクターについての権利を巡っては、日本の裁判所で日本以外の国での Sompote Saengduenchai 氏の

権利が認められていた。月曜、タイの刑事裁判所でも 1976 年以降にデザインされた 5 種類のウルトラマンキャラクターについて Sompote Saengduenchai 氏には権利がないとする円谷プロダクションの訴えが退けられた。タイで 10 年以上も続いている一連の裁判の中で最も重要な「タイで新しいキャラクターを販売する権利」については 5 月下旬に判決が下される予定である。

(2005 年 4 月 8 日、タイネーション)

～中国が外国製ソフトウェアの政府調達を制限する法案～

中国は外国製ソフトウェアの政府調達に厳しい制限を加える規定の作成に取り掛かった。この動きにより中国と米国の貿易摩擦を増大する可能性も考えられる。この規定は今月行われた協議で公開されたもので、昨年公開された提案と大筋は一致している。この規定ではソフトウェア販売者に国内製、外国製、優先外国製と明示するよう求めている。中国の政府調達に関する規定は地元のソフトウェア会社に対する大きなサポートとなり、海外の企業を落胆させることになる。しかし中国のアナリストの中には、マイクロソフトのようなグローバル企業と競争するにはこの法案は十分ではないと指摘する人もいる。中国では海賊版商品が蔓延しているが、これは政府が需要を生み出す特に重要な原因となっていることを意味している。なぜなら当局は個人消費者より正規品を使用している可能性が高いからである。作成中の規定では、政府が外国製のソフトウェアを購入する際には特別な許可が必要とされている。優先外国製の認定を受けたい販売者は、中国における自社の投資と経営が一定の水準を充たしていることを毎年証明しなければならない。また国内製であると明示するには開発費用の 50%以上を中国で費やしていなければならない。優先企業として認定され、面倒な承認の手続きを避けるためには中国における利益のうち一定の割合を中国に投資しなければならない。また、現地のソフトウェアに関する社員を訓練し、「中国に本質的なソフトウェア技術をもたらす」必要がある。求められる収益の割合の詳細は法案には規定されていない。

(2005 年 4 月 13 日、シンガポールストレイトタイムズ)